

ZENBUTSU

全仏



No.
580

仏暦2555年6月
[2012年]



東日本大震災一周年追悼「二胡と声明」音楽法要 津波到達時刻に散華供養(岩手県大船渡港)

目次	福島県仏教会の現状について 三村 眞城 師(福島県仏教会会長).....2
	「救援基金」について.....3
	第29期国際交流審議会答申書.....4
	第29期宗教教育推進委員会報告書.....5
	全日本仏教会HPリニューアルのお知らせ.....6
	東日本大震災 第三次支援金 お申込み受付中.....7
	シンポジウム「シリーズ いのちと原子力 第1回」開催のご案内.....8

福島県仏教会の 現状について

福島県仏教会会長

徳成寺 三村 眞城

四重苦

東日本大震災以来、全日本仏教会はじめ各宗派・各仏教会・各青年会・各寺院の皆様には、早速の義捐金並びにボランティア活動等多大なるご支援を頂きましたことに厚く感謝申し上げます。被災から一年がたちましたが、福島県は「大震災被害」「大津波被害」「原発事故による放射能汚染被害」「風評被害による農業漁業を始めとする経済の落ち込み」という四つの被害を受け、未だ解決の見通しがつかない中で呻吟している現状です。

「故郷には戻れないと思います。よう。と、檀信徒に話しています。」
「自坊で読経できないことは本当に辛い。」とは、避難されている

昨年十二月一日に、本会は宣言文「原子力発電によらない生き方を求めて」を出しました。宣言文に記載した、「『いのち』を脅かす原子力発電への依存を減らし、原子力発電に依らない持続可能なエネルギーによる社会の実現を目指す」ため、様々な方から意見をいただき、仏教徒としての具体的な行動を模索してまいります。

初回として、福島県仏教会会長の三村眞城師から、原発事故による放射能の影響で、未だ寺院に戻れない僧侶らの思い・東電に対しての賠償協議の経緯・復興に向けた行政の対応等のお話を伺いました。三村師をはじめ、東日本大震災当時の福島県仏教会役員の皆様は、各寺院への支援に奔走されました。福島県仏教会の現状を垣間見ることで、私たちに何ができるのか、皆様と一緒に考えてまいります。

ご住職の言葉です。この方々を始めとし、避難されている多くの皆様の苦しみを理解し、同行行として寄り添えるのでしょうか。福島

原発事故による突然の避難指示により、数日で帰宅できるものと、

苦闘の始まり

着の身着のまま法衣も持たずに避難し、そのまま戻れない状態が続いております。檀信徒も避難所を転々とし、寺院とも相互に連絡がとれず、行政は問い合わせに対して個人情報保護のもと、離散した檀信徒の所在情報を開示しませんでした。そこで本仏教会は避難寺院住職の携帯電話番号を県内葬儀業者に通知して、葬儀及び法要の問い合わせがあった場合、当該寺院に連絡するよう要請しました。



福島県仏教会会長 徳成寺 三村 眞城 師

県が抱える問題についてご理解を頂き、今後もご支援を頂ければと思っております。

苦渋の判断

この電話番号開示に関しては長谷川顧問弁護士に確認し「宗教法人は個人情報保護法の対象外」との見解を頂きました。また全日本仏教会には、ホームページを媒体として離散した檀信徒と菩提寺の取次作業を行って頂きました。地元避難寺院も郵便等の住所変更を利用して地道に檀信徒との連絡網を回復し、さらには新盆法要の新聞広告等によって檀信徒との連絡を図りました。

三月十一日以来、避難地区が三〇五キロ。更に三月末には二十〇三十キロ圏内にも自主避難指示の地域が示され、当該地域の寺院は住職としての悩みが深まりました。檀信徒を残して住職が避難してい

いのかという、特に子供のいる世代は厳しい判断に迫られました。多くの寺院は副住職の家族を避難させ、住職は自坊に留まりました。原発を評論する学者によって危険性の話が大きく違い、判断が困難でした。

東京電力との交渉

東電との賠償協議において、交渉の力となるのは「個」ではなく「団体」です。被害寺院が結束して交渉に当たるとは効果的です。

県内には真言宗豊山派の「対策の会」、浜通り中南部寺院の「有志の会」（現在は一つに統合）、曹洞宗福島県宗務所の「対策会議」が結成され活動しております。東電との交渉の基本は、平成二十年度から平成二十二年度間での最多の宗教法人収支です。ただ、今まで収支計算書を県当局に提出していない寺院が多く、「有志の会」矢内俊道会長と早川光明事務局が収入の算定に尽力され、逸失利益賠償は各寺院が容認できる範囲まで賠償されております。今後は、財物賠償（帰還できない土地の賠償・立木庭園・建物・仏像仏具・

石塔・機械設備等）、境内地及び墓地の除染費用等の賠償交渉が控えております。また、追加的費用と仮寺院借用費用については賠償を確約できました。現在、仮の町構想が出ておりますが、各寺院がそれにどう対応できるかが問題です。仮本堂を建てても境内地及び墓地が立入禁止では寺院機能が果せないし、東電側は新たな資産と捉えてその費用は賠償せず、将来の本堂建立の賠償からは除外するという見解です。

行政の対応

行政も市町村一体となって政府や県、東電に対応しなければなりません。被害の大小により一体化されずにいます。新たに帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域の三つに組み分けされましたが、同一町村内でも分断され、生活が維持できるか問題になっております。寺院としては寺院墓地・共同墓地を含めた移転を考えることも必要になってきてい

かなと思います。

おわりに

この度の事故により世界的な原発の見直しが始まり、福島県民は将来の人々を原発事故から救う犠牲者となりました。我々国民は原発以外の発電を含めて電気を作る危険性に目を背けてきました。便利さや豊かさの裏に潜む危険性への無関心は、地球環境問題についても同じ構図と言えましょう。仏典にある吉祥天と黒閻天の例えのように、禍福はあざなえる縄の如しと言えます。宗教者として自然環境保護を訴えるだけでなく、具体的に何をどう実践するかが問われているのではないのでしょうか。



除染作業の様子（南相馬市 同慶寺）

「救援基金」寄付者一覧

（平成二十四年四月十七日～五月七日）

○滋賀県仏教会

○羅府仏教各宗連合会

（敬称略）

合計 二十四万二千二百円

ご支援、誠に有難うございました。

本会では国内外における災害救援や人道的支援に対し、緊急且つ迅速な対応をすべく「救援基金」を常時開設しております。

今後とも状況を見据えた上、現地の被災者救援活動を支援してまいります。

つきましては、加盟団体、各寺院、檀信徒・門徒の皆様におかれましては、宗派を超えて温かい浄財をお寄せいただければ幸いです。

救援基金は左記口座までお寄せくださいますよう、お願い申し上げます。

【郵便振替口座】

口座番号

00110191704834

口座名義人

全日本仏教会救援基金

お問い合わせ

公益財団法人 全日本仏教会 財務部

TEL…03-3437-9275

FAX…03-3437-3260

第二十九期 国際交流審議会

答申書

第二十九期国際交流審議会は、諮問事項について、以下の通り答申いたします。

諮問一 本会公益財団法人への移行に向けた「国際交流事業」について

趣旨…公益財団法人においては、「公益目的事業比率が五〇%以上であると見込まれること」が重要な認定基準となる。

本会が現在行っている「国際交流事業」は公益目的事業たりうるのか、またそうでない場合にはどのような事業を行うべきなのか、現行寄附行為の第四条（目的）・第五条（事業）を参照の上、前期答申の趣旨も活かしながら審議いただきたい。

本会が展開する仏教を通じた国際交流の窓口であるWFB（世界仏教徒連盟）や本会が参画・支援する国際協力NGOのネットワーク組織、仏教NGOネットワーク

（BNN）、加盟団体である財団法人伝道協会・財団法人国際仏教興隆協会・日韓仏教文化交流協議会、関係団体である日華仏教文化交流協会・日中友好宗教者懇話会などは長い活動実績を持ち、これまでも国際交流・国際協力によって公益に寄与してきた。戦没者の遺骨収集も、もともと伝統仏教界が行ってきたことであり、他国との国交にも大きな貢献を果たしてきた。しかしながら、それらが広く認知されているとは言い難いのが現状であり、課題でもある。

このような課題に対し、審議会では、アンケートによって加盟団体の中で国際交流活動をしている団体を把握した上で、それぞれの活動報告ができるシンポジウム開催の提案を行った。この提案を受け、本会は二〇一一年十二月七日「国際交流団体活動報告会」を開催、上記五つの団体から活動報告をいただいた。

この活動報告会を一つのプロセスとして、次期（第三十期）には、加盟団体内外の仏教を通じた国際交流・国際協力を行う機関・団体の情報交換・相互交流の場を提供し、さらには活動の周知・広報を行うなどとして、一般社会に対してその公益性を訴えかけていくことが強く期待される。

さらに、前期（第二十八期）答申に「人材育成は公益的な活動であり、公益法人である本会の目的及び機能にも合致する」とあったように、加盟団体内外における「国際的な仏教人の育成」に関わる事業の支援や、二〇〇八年に開催されたWFB日本大会に大きな貢献のあった「仏教英語プログラム（BEP）」の効果的な運営についても引き続き検討していくことが望まれる。

また、近い将来、四度目のWFB日本大会開催が予定されている中、十分な準備期間と人材の確保とともに、事務総局を含めた本会の国際的認識の向上を図ることも重要である。

諮問二 本会の機関における「WFB（世界仏教徒連盟）日本センター」機能の位置付けと役割について

趣旨…第二回世界仏教徒会議の日本開催（一九五二年）のために結成された「世界仏教徒日本連盟」と「仏教連合会」との合併により本会が誕生した。

このような経緯に鑑みても、本会にとって「WFB日本センター」としての機

能は極めて重要であるが、公益財団法人への移行にあたっては、本会の機関も大幅に変更されることが見込まれるため、「WFB日本センター」機能の位置付けについて再定義する必要がある。

WFBそのものの意義、WFB本部との関係がいかにあるべきかを含めて審議いただきたい。

WFBは大乗・金剛乗・上座部等の違いを超え、世界各国百七十の地域センターが加盟する仏教界有数の組織であり、さらには、タイ国政府のバックアップによる安定した本部を持つ信頼に値する組織である。本会の国際的仏教交流の最大の窓口として、設立以来変わらぬ意義がある。

本会はWFBに地域センターとして加盟しており、本会が「WFB日本センター」そのものではあるが、「WFB日本センター」に関わる事業は複数ある本会の事業の中の一つである。審議会では、その位置づけの確認が行われた一方で、日本センターの運営については新たに規程を設ける必要があるとの結論に達した。

海外との交流において大事な

は組織対組織というより、「顔と顔」の付き合いである。事務的窓口を担う事務総局が、任期によって必ずしも長期に渡って担当できるわけではないことなどを勘案すると、事務総局の他に日本センターに継続して関わっていただける人材の確保を図るべきである。規程を設けるにあたっては、こうした点に留意することが肝心であろう。

また、日本センターがWFBにおいて中心的存在となり、その発展にこれまで以上に貢献するためには、本部や既存の各国地域センターとの交流を深めるだけでなく、日本仏教各宗派の開教寺院が多く集まるハワイやロサンゼルス、ブラジルといった地域に働きかけ、新たなWFB地域センターの設立を促すことも重要な役割になると思われる。

以上

第二十九期 宗教教育推進委員会 報告書

当該委員会は、第二十八期宗教教育推進委員会からの要望を踏まえ、宗教に関する一般的な教養の重要性を社会に周知し、関係所管庁等との折衝・連絡を踏ることを目的に（宗教教育推進委員会規程

第一条）、加盟団体推薦者十名と本会事務総長推薦の学識経験者六名を本会理事長が委嘱し委員を構成。今期は六回の委員会が開催された。

◆社会動向に関する報告及び協議◆

①宗教文化士資格について(第三・四回宗教教育推進委員会報告書参照)

宗教文化教育推進センターは、全国の国公立・私立大学において宗教文化を研究している教員が運営・連携委員として構成され、日本宗教学会・「宗教と社会」学会の二つの学会が連携している。本センターにおいて大学における宗教文化教育を実質化する為の宗教文化士資格認定制度を今年度より開始する。この制度を開始する目的は、宗教教育を日常生活や各職業において必須の知識であると位置づけ、宗教の正しい知識を広く一般の方にも学んでもらうことにある。仏教界においても本資格の周知を求めた。

②こども教育新システムについて(第四回宗教教育推進委員会報告書参照)

子どもの出生率低下、児童虐待、待機児童問題等を解消することを目的としてまとめられた「子ども

子育て新システム基本制度案要綱」において、質の高い幼児教育・保育を保障する為、現行の保育所には学校教育機能を、現行の幼稚園には福祉機能を付加した「こども園」創設計画がある。しかし現在の宗教系幼稚園等で行われている宗教情操教育はこども園移行後には認められるのか、また、こども園に加盟しない場合、補助金制度などは適応されるのか等不透明な部分が多く、宗教界は注視しなければならぬ事項である。

◆第二十九期協議事項◆

今期の宗教教育推進委員会においては、第二十八期よりの引継ぎ事項である「教育現場における宗教に対する誤解と偏見を除き、正しい宗教に関する教育が行われることを目標とした具体策(第二十八期発会「宗教教育推進委員会」報告書参照)を検討課題の主軸とし、加盟各宗派の取り組みや活動報告を交えながら方策の検討が為された。各委員より意見聴取した結果、今期委員会において具体的な事業を決定し行うべきとの意見で一致。本会事務総局より参考資料として文部科学省の示す『生徒指導提要』の中より「道徳教育の指導」「自殺の防止」「地域社会における児童生徒」を抜粋した資料

を提示(第二十九期第二回宗教教育推進委員会報告書参照)した。

上記三点に絞って議論した結果、現在の公教育(特に道徳教育)において、直接宗教情操教育を取り入れるよう推し進める事業は事実上困難であり、今後は前提を「地域教育」とした上で、その地域の寺院が個々に公益活動の一環として子どもたちへ指導、教育ができるよう支援してゆく活動が、本会の立ち位置上最も望ましい事業であると合意した(第二十九期第四回宗教教育推進委員会報告書参照)。但し、このような事業を行う場合、既に各宗派が取り組んでいる大規模な社会参加型の活動を一寺院の任職に担わせるのではなく、あくまで地域や寺院の特性に合った活動を推進する事業であるということに留意すべきであると補足を付け加えた。

これを受け、本会事務総局は今期の具体的な事業案として、各寺院の任職を対象とした「寺院における地域教育を推進するマニュアル本(仮称)」制作を提案(第二十九期第五回宗教教育推進委員会報告書参照)。協議の上、各加盟団体より参考資料として提出された事例集を参考に、歴史・生活・自然等のカテゴリー分けを行った上で実際の活動の元となるマニユ

アル及び手引書やターゲットを子どもに絞った質問に対する受け答え集等の作成を行う旨が一時了承された。

しかし、公教育の基本的ルールと照らし合わせながら具体的な内容について協議を進めたところ、子どもたちが地域の歴史や文化を学ぶことを目的に寺社を訪れることは禁止事項には該当しないが、作成予定のマニュアルの中で特定の宗教の教えを盛り込むことは難しく、本来の宗教教育推進の立場からマニュアルを作成することは困難ではないかとの指摘が多数の委員より寄せられた。また、実際に教義が若干異なる性質を持つ各加盟寺院においては、各地域の特性に重点を置いた活動を寺院個々の判断で行うべきものであり、統一したマニュアルで活動を指導することには問題があるとの意見もあり、本事業案は再考されることとなった(第二十九期第六回宗教教育推進委員会報告書参照)。

そこで、改めて第二十九期宗教教育推進委員会の活動方針を再協議した結果、宗教の正しい知識を広く世間に広めることが最も重要であるとの基本合意を確認した上で、今後はこうした活動を各寺院に委ねるばかりではなく、本委員会が中心となって宗教教育の重要

性を社会へ訴える方策を再協議した上で具体的な活動を行う方針が決定した。詳細については次期宗教教育推進委員会に委ねられることとなるが、現時点では本会に設置されている広報委員会と協調、連携した活動を視野に入れ、各宗派・寺院における活動事例を収集し本会の持つ広報媒体を用いる等して情報を共有し、発信する案が提案された。

◆次期宗教教育推進委員会◆

今期宗教教育推進委員会では、以上の方針を継続的に協議してゆくことを希望する。特に以下の事項については次期委員会においての検討課題とする。

- ・ 各加盟団体において行われている活動事例を収集する方法。
- ・ 広報委員会との連携を視野に入れた寺院の活動を社会へ向け発信する為の具体的な方策。
- ・ その他の活動案の検討。

以上

無料法律相談室

本会顧問弁護士の長谷川正浩弁護士による無料法律相談を毎月第二、第四木曜日の午後開催しております。本会事務局03(3437)9275へ事前予約の上おいで下さい。

全日本仏教会HPリニューアルのお知らせ



- ①デザインスライドで、更新情報を視覚的にアピールします。
- ②スライドを複数切り替え、知っていただきたい情報をわかりやすく配置します。
- ③広く一般の方を対象にした情報を、前面にレイアウトしています。
- ④仏旗に用いられる樺色をテーマカラーに、シンプルで効果的な配色に変更しました。

※今後も様々な企画をHPで展開していきます。

事務総局録事

四月（十六日～三十日）

十七日▼事務総長及び社会人権部

長就任挨拶（部落解放同

盟中央本部）

十八日▼事務総長就任挨拶（日蓮

宗務院）

十九日▼事務総長就任挨拶（曹洞

宗務院）

二十日▼事務総長就任挨拶（真言

宗豊山派宗務所）

二十四日▼日蓮宗務所長会議出

席（二十五日（日蓮宗

宗務院講堂）

二十五日▼ベトナムハノイ市宗教

局訪問団来局（事務総

局会議室）

二十六日▼事務総長就任挨拶（高

野山真言宗宗務所）

▼本会副会長華厳宗北河

原公敬管長と面談（東

大寺本坊）

▼全日本仏教青年会主催

仏法興隆花まつり千僧

法要懇親会出席（奈良

ロイヤルホテル）

二十七日▼事務総長就任挨拶（真

宗大谷派宗務所・浄土

真宗本願寺派宗務所・

真言宗智山派宗務所・

浄土宗宗務所・臨済宗

妙心寺派宗務所・天

台宗務所）

五月（一日～十五日）

二日▼BNN企画委員会出席（慈

母会館）

▼大村印刷来局（事務総局会

議室）

七日▼BNN連続セミナー出席

（日蓮宗常圓寺）

▼シンポジウム講師打合せ

（大和証券本社）

▼釈迦内枢唄PRDVD制作

立ち合い（武蔵小金井）

八日▼毎日新聞東京本社地方部来

局（事務総局会議室）

九日▼理事長諮問打合せ（事務総

局会議室）

▼局内会議（事務総局会議室）

十日▼庭野平和財団主催 第二十

九回庭野平和賞贈呈式懇親

会出席（国際文化会館）

▼法律相談（事務総局会議室）

十一日▼朝日ビジネスソリュショ

ン来局（事務総局会議室）

十四日▼BNN運営委員会出席

（明照会館）

十五日▼真宗大谷派関係国会議員

同朋の会出席（ザ・キャ

ピトルホテル東急）

「賛助会員」新会員紹介

【団体会員】

仏教看護・ビハーラ学会

（敬称略）

ご入会いただき、誠に有難うご
ざいました。

全日本仏教会では、引き続き皆
様のご入会をお待ちしております。

本会HPから賛助会員の要項・
申込書を閲覧・プリントアウトで
きます。

東日本大震災 第三次支援金 お申込み受付中

全日本仏教会では、被災地での
支援活動に当たられている方々や、
避難者を受け入れている寺院へ支
援金を送らせていただいております。
お申込みご希望の方は、下記
要項をご確認下さい。

一．支援対象

①被災地支援団体（平成二十四
年一月一日以降に活動した団
体）

②避難者受入寺院（第一次支援金
申請をされていない寺院のみ）

二．申込方法

①本会HPより申込用紙をダウ
ンロード後、FAX（〇三一
三四三七―三二六〇）で送信
②活動状況が把握できる写真一
枚をメール（syakai@jbfne.jp）
で送信

三．申込期限：平成二十四年六月
三十日（土）まで

※報告書内容及び写真について、支
援報告の一環として後日公表させ
ていただく場合がございます。予
めご了承下さい。

※支援活動例…読経ボランティア・
こころのケア相談所開設・炊き出
し・瓦礫撤去・足湯サービス・避
難場所提供・行茶・寺院片づけ等

シリーズ

いのち
と
原子力

1

全日本仏教会 シンポジウム

シリーズ いのちと原子力 第1回

『福島原発事故について考える』

～技術と心の視点から～

全日本仏教会では、昨年12月1日に宣言文「原子力発電によらない生き方」を発表し、この度原子力発電に関わる諸問題を考えるシンポジウムを企画致しました。

起きてしまった原発事故に対して、一人でも多くの方が深い知識の上に成り立つ復興への希望を見いだして頂くべく、第1回として牧英夫氏を講師としてお招き致し、福島原発事故について詳しく語っていただきます。



(講師からのひとこと)

東日本大震災による福島原発事故は痛恨の出来事であり、避難者の故郷への帰還と被災地の復旧・復興が最重要課題であることは言うまでもありません。一方で、原子力を推進してきた産・官・学への一般市民からの信頼が大きく失われ、原発是非論を巡って日本社会が揺れ動く事態になっています。

今回は、「事故の原因はどこにあったのか」そして「同種事故の再発を防止するためには何を反省すべきか」について、“技術”と“心”の視点から私見を率直に述べてみたいと思います。“技術”の視点では、原発の安全を技術で解決できると考えるか、解決できないと考えるかが大きな分かれ道となります。“心”の視点では、公衆の安全を最優先する安全文化を再構築し、その気持ちを皆様に伝えることが重要だと考えています。

世界人口の急増と資源の枯渇を考慮しつつ、日本や世界の幸せのためにはどのような判断が正しいか、皆様と共に考えたいと思います。

講師プロフィール

牧 英夫 (マキ ヒデオ) 株式会社日立製作所元技師長

1959年九州大学工学部機械工学科卒業、同年日立製作所に入社。核燃料の研究・開発および設計に従事。1975年工学博士授与(東京大学)。その後、日立工場において重電部門および産業機械の開発を統括。2002年に退職。原子力学会賞2回受賞、日本原子力学会フェロー、日本機械学会名誉員、著書(共著)『エンジニアのための哲学・倫理』。

- 【主催】 公益財団法人 全日本仏教会
- 【会場】 損保ジャパン本社ビル2F大会議室(東京都新宿区西新宿1-26-1)
- 【開催日】 2012(平成24)年8月1日(水) 午後6時～(2時間30分予定)
- 【聞き手】 井田徹治氏(一般社団法人 共同通信社編集委員)
- 【定員】 370名(予定) 先着順(参加可否は電話にてご連絡致します)
- 【参加費】 無料

※申込受付は7月から。申込み用紙は7月2日以後に本会ホームページよりダウンロード頂けます。

※内容は予告なく変更する場合がございます。予めご了承下さい。